

務	19	01	1年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和8年3月末まで有効)			
警	務	第	15号
令	和	7	年4月2日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長
(警察力最適化推進委員会PTリーダー)

青森県警察ガバナンス検討グループの設置・運営について

「警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会プロジェクトチームの編成等について」（令和5年7月20日付け警務第130号）に基づき設置する「警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会プロジェクトチーム」の下部組織として、「青森県警察ガバナンス検討グループ」を設置し、幹部として求められる知見の更なる向上を図るための教養体系の構築及びコンプライアンスの徹底など、ガバナンス強化に資する施策について検討し、円滑な組織運営と実効ある各種施策の遂行を推進していくこととしたので、遺漏なきよう対応されたい。

記

1 目的

これまで、業務管理、組織運営及び若手の育成・指導方法については、属人的に行われていたところ、幹部職員として必要な知見やガバナンス強化を図るためのコンプライアンスなどについて、共通認識を持つことを目的とする。

2 構成

青森県警察ガバナンス検討グループ（以下「検討グループ」という。）は、グループリーダー、サブリーダー及びメンバーで構成し、警務部長が指名するものとする。

3 運営

- (1) グループリーダーは、検討グループを招集し、議事を主宰するものとする。
- (2) グループリーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- (3) サブリーダーは、グループリーダーを補佐し、グループリーダーが不在のときはその職務を代理する。

4 庶務

検討グループの庶務は、警務部警務課において行う。

本件担当：警務課企画係